

山口市スクミリングガイ防除対策事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、スクミリングガイの防除技術の確立および現地における防除体制の整備による被害防除対策の推進を目的とした山口市スクミリングガイ防除対策事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定める。

(事業の内容等)

第2条 この事業で実施する内容は、スクミリングガイの防除対策とし、対象経費、採択基準及び補助率等については、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱別表に掲げるとおりとする。

(事業の実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、農業者団体または協議会とする。

(実施計画の承認等)

第4条 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、山口市スクミリングガイ防除対策事業承認申請書(様式第1号)に事業実施計画書を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項により提出された事業実施計画が適当であると認めるときは、当該事業実施計画を承認し、事業実施主体に通知する。

3 事業実施計画の変更は、前2項の規定に準じて行うものとする。

4 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめその理由を市長に届け出て、指示を受けなければならない。

(事業の実施期間)

第5条 この事業は、令和6年度から令和8年度までの3年間実施するものとする。

(事業の推進指導)

第6条 市長は、当該事業の目的を達成するため、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要に応じ、指導及び助言を行うことができる。

(報告)

第7条 事業実施主体は、事業が完了後、速やかに山口市スクミリングガイ防除対策事業実績報

告書(様式第2号)に事業実績書を添付し、市長に報告しなければならない。

2 事業実績報告の提出期限については、事業が完了した日から20日を経過した日、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助)

第8条 市長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、毎年度予算の範囲内において、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱により、事業実施主体に対して補助するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。